

ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを！

NPOみなまた

<http://minamata.org>

No.19 (2006年4月)



晴天の日、近所の公園へ散歩に出かけました。おやつ、水筒に温かいお茶を入れて。季節を目や肌で感じながら、ゆっくりと目的地まで向かいました。公園に着き、早速おやつを食べ、お茶を飲み、周りの風景を見て談話し、来た道とは別の道を帰りました。

みなさん、散歩やドライブへ出かけると、とても生き生きとした表情を見せてくれます。

散歩は認知症の方により影響を与えてくれるということで、もっともっと取り入れていきたいです。

「いろいろな場所に出かけましょうね!!」

石本ひとみ

(のがわの家 スタッフ)



発行：NPOみなまた 発行責任者：橋口三郎 ☎867-0045 水俣市桜井町2-2-20

☎0966-62-9822 fax0966-62-1154 Eメール：npo@minamata.org

題字：江口 睦美

(カット：くさのあき)

50年によせて

吉井 正澄（元水俣市長）

水俣病公式発見から50年、患者救済は混沌として出口の見えない迷路の中にある。

経済的にも文化的にも世界のトップクラスを自認する我が国が、半世紀を経ても水俣病被害者の完全救済もできないのは先進国として誠に恥ずかしい。患者はもとより、一般市民にも憤りをこえて遣る瀧ない気持が充滿している。

2004年10月に、最高裁が、国と熊本県にも水俣病の拡大責任があると断罪したのを受けて小池環境大臣は、国の過ちの本質を確り検証し、二度と同じ過ちを犯さないよう教訓を見つけてもらいたいと、大臣の私的な「水俣病に関する懇談会」を設けられた。私も委員の一人として参加している。そこで、役目が果たせるよう改めて水俣病問題の勉強を始めた。国会の委員会の質疑応答、裁判の証言記録、各種の論文などに目を通して、調査学習すればするほど水俣病事件は時間的にも空間的にも凄く膨大で、かつ複雑怪奇な公害であると認識を新たにしている。

政治の世界には、「大の虫を生かすために小の虫を殺す」という論理がある。戦後の国策であった高度経済成長という大の虫を生かすために、水俣病は小の虫として踏み躪られるという悲運に遭ってしまった。国は、その国策遂行の中で踏み台にされた弱者を、高度経済成長の利益を受けた国民を代表してあたたかく救済する責務があったが、悲しいかな被害者への温かい視点と生命への畏敬の念を欠き無辜の民の悲劇を大きく増幅してしまった。

50年に及ぶ歴史の中で翻弄され続けた水俣病対策は、もがけばもがくほど泥沼に嵌る蟻地獄と化している。ひとつ手を加えると幾つもの矛盾が吹き出す。もはや、理路整然とした解決策はなくなっている。そこで私は、専門家、有識者による権威のある審議会を設け、認定問題をはじめ、既存の制度の問題を含め徹底的に検討されるべきだと提言している。さらには、複雑な既存の制度を越える新たな発想はないか。大胆な政治決断はできないか。50年間の経験

から知恵を導き出してもらいたいと思っている。

水俣病に関する国会の委員会質疑応答を見ると、平成8年、政治解決後の国会で、菅直人元厚生大臣は「歴代の厚生大臣は『自分は責任を認めなかったが、なかなか言えなかった』と言われるのを聞いている。行政は患者、一般の人の感覚を大事にして誤ったと思えば変えていく勇気をもつべきではないか」と、平成11年に与謝野元通産大臣は「当時の通産大臣は、企業責任、行政責任に抜かりがあったと反省していると言っておられる」と答弁されている。担当の責任ある大臣が自らの価値基準で判断し責任を認めていながら、公的に表明できないのはなぜだろうか。大臣の良心の披瀝を萎ませ竦ませた呪縛の正体は、当時の高度経済成長という国策であったのは間違いない。だが、経済優先が批判され反省も進んだ現在、なお国の態度は強固である。その根底で柔軟な対応ができないよう縛っているのは一体何だろう。はじめに「複雑怪奇な公害」と書いたのはこのことである。

今、ビルの耐震強度偽装やアスベスト公害が国民を震駭させている。「企業倫理を欠いた経済行為の先には、多くの生命の危機が存在する」。「規制などの対策の遅れは、とてつもなく被害を拡大する」という水俣病の教訓が何一つ生かされていないのは悲しい。

新聞やテレビでは、連日のように水俣病問題の特集が見られる。だが、東京などの大都市には何も報じられていない。現在の企業の不祥事を防止するためには水俣病の教訓を全国民が共有することが何よりも重要なことである。

50年。改めて水俣病の発信の重要さを思い知らされる。それは水俣のためだけではなく、むしろ日本の将来のために、国民の安全な生活をまもるために。



ノーモア・ミナマタ国家賠償等訴訟

弁護団事務局長 弁護士 内川 寛

昨年10月3日に第1陣50名が提訴したノーモア・ミナマタ国賠訴訟は、その後追加提訴を重ね、水俣病の公式確認50周年に当たる本年5月1日を前に、第5陣までの提訴で合計1,028名のマンモス訴訟に発展しました。第3陣以降は、水銀汚染地域から熊本県外に転出された方々も含まれていますが、大半は不知火海沿岸地域の居住者です。もちろん、全員が医師によって水俣病との診断を受けた公害被害者です。

平成16年の最高裁判決で、国の水俣病認定基準である昭和52年判断条件で切り捨てられた人たちが、水俣病として司法救済されました。事実上、この判断条件は司法によって否定されたわけです。環境省は、それでも判断条件は変更しないと強硬姿勢を取りました。そうすると、認定審査会が判断条件に従って切り捨てても、司法で水俣病として救済されるということになるため、熊本県・鹿児島県の認定審査会の委員らがそのような茶番劇につきあうことを潔しとせず、再任を拒否しました。委員不在となった両県の審査会は、今でも再開のメドは立っていません。現時点で、約4,000名もの認定申請者がいるのに、審査自体ができない状況が続いているのです。国が独自の認定審査会を再開するようですが、判断条件を変えない以上、国の審査会委員に就任する人がいるのかどうかは疑問です。

また、環境省が幕引きのために用意した新保健手帳は、新たな被害者の掘り起こしにしかならず、認定申請を取り下げたのはわずかに1割程度に止まりました。

さらに、環境大臣の有識者による私的懇談会である「水俣病問題に係る懇談会」でも、環境省の思惑を外れ、懇談会の提言として、被害者救済問題、特に判断条件の問題に触れなければ意味がないとの認識を示す委員が続出し、本年5月1日までに提言をまとめることを断念せざるを得なくなりました。

このように、環境省が水俣病問題の幕引きをしようとしてきたこととは別に、熊本県は、メチル水銀の影響を明らかにするため、不知火海沿岸住民の健康調査を提案しています。これは、現在の被害実態を明らかにするためには、是非とも必要なことですし、行政でなければできないことでもあります。環境省は、この熊本県の提案にも難色を示しています。

私たちは、こうした情勢を踏まえ、司法による救済制度が早期に確立するよう、力を尽くして行く覚悟です。そのために、熊本学園大学の原田正純教授が呼びかけて提案された共通診断書書式と診断基準の策定が、今、水俣病問題にかかわられてきた医師らによって精力的に進められています。私たちは、この共通診断書の書式に従って作成された原告1人1人の診断書を、1日も早く裁判所に提出し、これに基づく解決を迫ることにしています。司法における救済のルールが決まれば、水俣病の被害者救済は、最終的な決着に向かうことになるでしょう。

ところで、原告らの中で注目すべきは、年齢がまだ30代という若年被害者らが存在する点です。チッソ水俣工場がメチル水銀を含有するアセトアルデヒド廃液の排出をやめたのは、昭和43年（1968年）5月のことでした。それから既に38年もの年月が経過しようとしています。今30代の被害者が存在することは、排水停止後も汚染は続いていたことの端的な証明です。このような被害者らが発生したことは、水銀が除去されていない以上、当然の結果と言えるでしょう。事実、水俣湾には、国際標準となった赤木法による水銀濃度測定によれば、今でも国の基準値を超える総水銀あるいはメチル水銀を含有する汚染魚が存在するとの報告があります。環境破壊の恐ろしさをまざまざと見せつけられた気がします。一旦破壊された環境を復元するには、莫大な費用と労力がかかります。当然、チッソと行政が責任を持って取り組むべき課題です。彼らの責任に基づく環境復元なしに、広い意味での水俣病問題の最終的な解決はあり得ないと思っています。ノーモア・ミナマタ訴訟が、こうした最終解決の契機になればと心から願っています。

水俣芦北臨床認知研修会（2006年2月18日・水俣市）

去る2月18日に行われた水俣芦北臨床研修会で、私たちの取り組みを「入居後、突然の無断外出を繰り返す入居者への対応」と題して発表しました。

認知症の方々の場合は入居の意思決定はご本人ではなく家族にゆだねられる場合がほとんどです。住み慣れた環境から突然グループホームなどに入居されることは、本人にとって非常に理不尽で耐え難いものなのではないでしょうか。今回、発表したAさんもその一例です。

Aさんは、認知症の症状が現れてからもデイ・給食サービスを受けながら一人暮らしを続けていましたが、生活障害が悪化しグループホーム入居となりました。はじめの4日間は家事にも積極的に参加されるなど入居を喜んで受け入れているかのように見えていましたが、5日目に突然、家事をやめ「私を女中にして…。帰ります。連れて行ってください…。」時を選ばないAさんの要求に「即、応えるケア」の展開が始まりました。

まず、Aさんの行動・要求に徹底して応えるという原則をスタッフ間で意思統一をしました。突然の外出による事故防止策として夜間のスタッフを二人にし、外出要求に応じられるようスタンバイしたのです。

さらに不穏・興奮・無断外出などの行動障害を記録・分析するための書式も考案し、Aさん対応のコツを掴んでいきました。

Aさんは女学校卒。普段は言葉遣い・仕草も大変丁寧で、自然の景色に感動されるロマンティスト。自宅に帰る車中、窓外の景色にうっとりされると、それまでの興奮がふっと収まりグループホームへの帰途となります。多い時で1日5回、それを3ヶ月程繰り返しました。

ケアと同時に認知症専門医を受診し、薬物療法も並行して行いました。Aさんの毎日の状態を記録し、医師に情報提供することで薬の微量調整を行い、副作用を起こすことなく、症状の改善をもたらしました。入居後3ヶ月目には、突然の飛び出しがなくなり、夜間のスタッフ二人体制は中止しました。

『ここはいいとこです。皆さんよくしてくださいませので。』他の入居者への温かい心遣い、言葉がけなど、本来のAさんらしさの回復が見られ、先日はみそ汁を一人で全行程作ることができ、皆で喜び、おいしくいただきました。

認知症の方のケアの原則は、その方のあるがままを受け入れることであり、Aさんの辛い想いに正面から誠実に向き合い、真摯に応えることで、私たちとAさんとの信頼関係が構築されたものと思います。そのことが、グループホームの暮らしを受け入れるという結果をもたらしたのではないのでしょうか。

三郎の家施設長 柏木 敦子



学位取得のご報告

私こと杉浦竜夫は平成16年1月～3月に患者3団体とほっとはうすの協力を得て、水俣地域の環境被害と環境再生に関する経済学的な調査を行いました。（その結果に関しては本誌12号に掲載）この度、その分析を博士論文としてまとめ、この3月24日、北海道大学経済学研究科で博士号（経済学）を授与されましたので、ご報告いたします。（論題：「環境被害と再生の経済学的研究」）

この論文は聞き取り調査にご協力いただいたみなさまからの貴重なお話がなければ決して完成するものではありませんでした。今後はみなさまが乗り越えてこられた水俣病問題の教訓を継承するとともにより確かな社会の構築に向けて経済学分野から研究に邁進する所存でございます。ご協力いただいたみなさまに改めてお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

杉浦 竜夫

霧島市での「産廃処分場」建設計画に関して

天降川上流の産廃建設に反対する流域住民の会
代表世話人 湊 千廣

霧島市は、昨年11月に周辺の1市6町が合併してできた鹿児島県内2位の面積・人口を擁する市です。(以下、全て旧地名)。2002年、牧園町持松地区の山林に、産廃業者が管理型処分場建設を企図し、民有地の購入譲渡を画策していることが同町議会で発覚しました。天降川は霧島市を南北に流れ、錦江湾に注ぎます。毎年鮎の稚魚が採取され、県内主河川はもちろん、球磨川や遠くは山陰まで出荷しています。下流域は水田や畑地も多い緑豊かな土地で、古来著名な温泉地でもあります。

2003年、「天降川上流の産廃建設に反対する流域住民の会」(以下、住民の会)は、水源地に近いなど条件が悪く絶対に造るべきではないと考え、活動を開始しました。以来、議会への陳情、現地調査、漁協・水利組合・温泉組合への申し入れ等を行ってきました。

2005年2月、国分市長は川内地区を処分場の適地として県に推薦すると表明しました。丁度この頃、不動産業者が承諾書や同意書を集めていることが判明しました。住民の会は隼人・牧園両町長への申し入れや要望書提出と意見交換、署名運動、温泉組合・水利組合・知事へ再申し入れ、東亜環境(産廃建設業者)の住民説明会への傍聴や抗議行動などを展開、続いて鹿児島大学助教授と川内産廃の代表を迎え「湾奥の水を守る集い」「産廃を考える」などの学習・講演会なども開催しました。さらに陳情書を国分・牧園・隼人の各議会議長宛に提出し、8月には隼人町本会議での採択に至っています。

新しく就任した前田終止霧島市長は今年3月の市議会で白紙撤回の方針を表明しました。「産廃建設は、住民の意向尊重と、白紙撤回も有り得る」と!

これも住民の一致団結した努力があつての結果だと思えます。県側(知事)と一部市議は依然、「川内地区建設」の旨を繰返していますが、住民の会では川内地区と連携を図り、市長がマニフェストで公表している『天降川保全条例制定』の推進と、その実現のための取組を強化し、より良い内容の条例となるよう提言していくことを確認しています。来る5月13日には、「水銀による水質汚染の現状や生態」と「菊池川保全条例」の学習・講演会を計画し、行政担当者も含めた運動にしようとする準備の真最中です。

藤野礼先生、「久保医療文化賞」を授賞される

弁護士 板井 優



去る2月26日午後、東京のアルカディア市ヶ谷(私学会館)で、藤野礼先生が「久保医療文化賞」を受賞しました。藤野先生が受賞したのは「環境と公害」の分野ですが、その主な功績は水俣病において果たされた役割です。

藤野先生は、水俣病患者とともに、現地水俣で水俣診療所、水俣協立病院を作り、1万人を超える水俣病患者を診断するなど精力的な闘いを行ってきた。藤野医師は、こうした闘いの上に、桂島検診を行い、「有

機水銀濃厚汚染の事実と四肢末梢性感覚障害で水俣病」とする病像を明らかにしてきた。

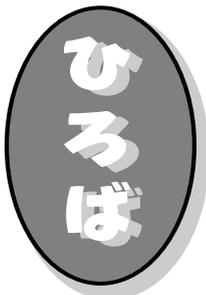
この時期、環境庁は、逆に水俣病の判断には複数症状の組合せが必要として、水俣病患者大量切捨て政策を確立し、強行してきた。

1985年8月16日福岡高裁判決は、藤野医師の見解を支持し、水俣病第3次訴訟で福岡高裁(友納治夫裁判長)は藤野医師の見解を元に和解案を示しました。藤野医師の見解はさらに96年の政府解決策に採用され、現在でもノーモア不知火国賠訴訟を支える考え方です。

受賞の日は奥様も御一緒に、内助の功が披露されました。

なお、同時に、宮本憲一先生が久保医療文化特別賞を受賞され、記念講演も行われました。

豊田誠弁護士は挨拶の中で、藤野先生らが受賞したことで、久保医療文化賞の社会的評価が上がったということを述べています。同感の至りです。



「ハンセン病の元患者さんの宿泊拒否」に端を発する解雇事件で、昨年の10月まで私たち21名は、熊本地裁で裁判闘争をしていました。幸いにして私たちの事件はわずか1年で勝利することができ、それが縁で弁護団の事務局で働くようになりました。

しかし、当時は裁判や生活への不安でいっぱいでした。その中でたくさんの人に出会いたくさんの人に勇気づけられて闘うことができました。この闘いの中で学んだことは、「闘わなければ何も得られない、また、団体の闘いではあるが、自分との闘い以外の何ものでもない」

でした。そして自分で一生懸命に積極的に前に出ることによって不思議に自分が勇気づけられたものでした。この事件で失ったものもありますが、得たものはより大きなものでした。

今提訴されている皆さんも裁判することに勇気が必要だったと思います。ノーモア・ミナマタの闘いは同じ苦しみに遭っている人たちに希望を与える闘いだと思います。

これから先、皆さんに色々と教えていただき自分自身成長していきたいと思っています。

ノーモア・ミナマタ訴訟弁護団
事務局 永野 弘行



みなまたの50年フォーラム開催



写真提供 水俣病公式確認50年事業実行委員会

3月12日、もやい館において、「みなまたの50年フォーラム」が水俣病公式確認50年事業実行委員会の主催で開催されました。

第1部では、元チッソ付属病院の細川院長とともに患者を診察してきた小嶋照和氏公式発見前後の同病院内の動きや細川医師の心情を語りました。

第2部では吉井正澄元水俣市長が基調講話、水俣病三次訴訟で和解を勧告した福岡高裁元判事である友納治夫氏らが当時の和解協議の状況を語り、また、1995年の政府解決策の素案を作った元社会党衆院議員であった田中昭一氏からは認定基準見直しの必要性が指摘されました。また、水俣市立水俣病資料館語り部の金子スミ子さん、水俣芦北医師会会長の緒方圭治先生、ほっとはうすのメンバーたちがりレートーク。ノーモアミナマタ訴訟原告団長の大石利生さんも自らの病状や裁判について発言しました。

第3部ではゴミ分別や頭石地区の村丸ごと生活博物館など「環境モデル都市づくり」の実践が紹介され、水俣におけるまちづくりの展望が示されました。

水俣の「環境モデル都市づくり」が、期せずして患者救済のたかきと両輪ですすんできたことを示すフォーラムでした。今、症状が悪化したり、新たな症状に苦しむ患者さんが名のり出ている状況で、水俣がさらなる前進を生み出すために何が必要なのか、その方向が示されたように思います。

活動日誌（2006年1月～4月）

NPOみなまた

- 1月18日 NPOみなまた介護部会
- 20日 NPOみなまた理事会
- 20日 キトさん家、宝川内地区復興祭参加
- 21・23日 介護部会
- 3月30日 NPOみなまた事務局会議
- 31日 NPOみなまた介護部会
- 4月7日 NPOみなまた理事会

関係団体

- 1月21日 水俣病被害者の会世話人会
- 2月21日 協立病院9条の会、森住卓講演会
- 22日 ノーモアミナマタ訴訟第4陣追加提訴
- 24日 ノーモアミナマタ訴訟第2回弁論
- 3月12日 水俣病公式確認50年シンポジウム
- 4月28日 ノーモアミナマタ訴訟第3回弁論

シンポジウム開催のお知らせ…

水俣病公式確認50年シンポジウム

「水俣病問題と司法の役割－ノーモアミナマタのために－」

日時：6月11日（日）

場所：水俣市文化会館（13:30～3:00）

水俣市もやい館（3:15～5:15）

主催：水俣病訴訟弁護団・ノーモアミナマタ訴訟弁護団

不知火患者会・水俣病被害者の会全国連絡会など